

下記の内容を記入し、「千葉市消費生活センター」へFAX送付してください。

フリガナ（必須）	
お名前（必須）	
性別	☐ 男性 ☐ 女性
電話番号（必須）	
FAX番号（必須）	
在住・在勤・在学（必須）	☐ 住所が千葉市内 ☐ 勤務先が千葉市内 ☐ 通学先が千葉市内
住所（必須）	市外にお住まい方は、その他を選択し都道府県名を記入してください。 ☐ 千葉市中央区 ☐ 千葉市花見川区 ☐ 千葉市稲毛区 ☐ 千葉市若葉区 ☐ 千葉市緑区 ☐ 千葉市美浜区 ☐ その他（ ）
年代	☐ １０歳代 ☐ ２０歳代 ☐ ３０歳代 ☐ ４０歳代 ☐ ５０歳代 ☐ ６０歳代 ☐ ７０歳代 ☐ ８０歳代以上
職業	☐ 給与生活者 ☐ 自営業 ☐ 家事 ☐ 学生 ☐ 無職 ☐ その他（ ）
具体的な相談内容（必須）	いつ、どこで、何を、どのように契約（購入等）しましたか。できるだけ詳しく記入してください。
※記入欄のスペースが不足する場合は、恐れ入りますが他の用紙をご利用ください。	
契約日 購入日	年 月 日（購入日、契約日、注文日、申込日など）
契約金額	円
支払い済の金額	円
支払い方法	☐ 現金 ☐ クレジットカード ☐ その他（ ）
希望する回答方法（必須）	☐ 「電話」での回答 ☐ 「FAX」での回答 ・「FAXによる回答」を希望された場合でも、記入された内容では詳細が分からず、的確な助言ができないと判断した場合、 電話で直接お話しをうかがっての回答となる場合があります 。 ・センターからの電話は、平日９：００～１６：３０です。 電話での回答を希望する時間帯・希望日があれば、必ず通信欄に入力してください。 なお、電子メールによる回答を希望の場合は、インターネット消費生活相談をご利用ください。ただし、この場合においても、電話での回答となる場合があります。
通信欄	

【相談に関する注意事項】

1. 対象者は、千葉市内に在住・在勤・在学の方です。
2. 相談内容は、消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせが対象です。
※事業者の方からの事業上の取引、個人間の取引に関するご相談はお受けしていません。
※受付できる相談は、新規の相談のみです。すでに当センターで相談されている場合は、引き続き電話等でご相談ください。
3. 回答は受け付け順で行います。FAXによる回答は受付後5日程度かかります。(土日祝・年末年始の閉庁期間を除く)
回答方法は、「電話」又は「FAX」となります。
※お急ぎの方、クーリングオフなど時間に制限がある場合は、電話または来所でご相談ください。
4. FAXによる回答は原則1回限りで、あっせん（事業者との交渉）は行いません。
※あっせんが必要な場合は、電話または来所でご相談ください。
5. ご相談の内容によっては、他機関をご紹介します場合があります。
6. FAX消費生活相談は、限られた情報のみで回答するため、一般的な回答となります。
また解決を保証するものではありません。
7. 記入していただいた個人情報は、相談業務以外の目的のために利用・提供はいたしません。
回答と統計処理のためだけに利用します。また、個人情報は千葉市個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

(お問い合わせ先)

千葉市消費生活センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天1丁目25番1号 暮らしのプラザ内

電話：043-207-3000（相談専用）

FAX：043-207-3111

※月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～16：30

土曜日 9：00～16：30（電話相談のみ）